

既存防火対象物の工事中の消防計画が必要となる要件

次に該当するものは、既存防火対象物の工事中の消防計画の作成及び届出が必要となります。

- (1) 建築基準法第7条の6に基づき特定行政庁に仮使用するための申請が成されたもの。
- (2) 消防法第17条の消防用設備等の増設、移設等の工事を行う防火対象物で、当該設備の機能を停止させるもの又は、機能に著しく影響を及ぼすもの。

※ ご不明な点がある場合は、管轄の消防署へご連絡ください。

東消防署	八幡1丁目8番1号	047-334-0119
西消防署	市川1丁目24番2号	047-323-0119
南消防署	行徳駅前4丁目6番19号	047-397-0119
北消防署	大野町4丁目2163番地の1	047-338-0119